

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 の平成24年度の業務実績の評価結果

平成25年8月21日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成24年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）は、独立行政法人産業安全研究所と独立行政法人産業医学総合研究所を統合し、平成18年4月に発足した研究所であり、発足以来、厚生労働大臣が定めた中期目標を達成するため、計画的に業務運営を行っているものである。平成23年3月には、それまでの第一期中期目標（目標期間：平成18年度～平成22年度）に代わる第二期中期目標（目標期間：平成23年度～平成27年度）が定められ、平成23年度以降は第二期中期目標の達成のために業務運営を行っている。

研究所の業務実績の評価に当たっては、統合による効果を最大限に発揮し、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（労働現場のニーズ・実態の把握、労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究実施等）が図られているか、さらには業務運営の効率化、財務内容の改善及びその他業務運営の改善について十分に取り組まれているかという観点から、第二期中期目標の2年度における達成度について評価を行うものとする。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」（平成13年6月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）等に基づき、平成23年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成24年度業務実績全般の評価

研究業務の実施については、研究員自らの労働現場等の訪問、国内外の学会・会議等へ積極的な参加、行政との連絡会議の実施等、様々な機会を通じて労働現場ニーズや行政ニーズを把握し、研究業務への反映を行っているとともに、プロジェクト研究、GOHNET研究に、研究費・人員を重点的に投入して、それぞれ高い研究成果を上げ、研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書で計画的に実施されており評価できる。今後、産業安全分野、労働衛生分野の統合効果が目に見えるよう促進することを期待したい。

研究の評価については、内部評価及び第三者による外部評価を実施しているほか、研究結果が、ISO、IEC、JIS等国内外の基準の制改定、労働安全衛生法関係省令、指針、通達等に多数活用されており、科学技術的に貢献していると評価できる。

研究成果については、インターネット等により発信されているが、国際学術誌として十分評価できる「Industrial Health」、和文学術誌「労働安全衛生研究」等の掲載論文を研究所ホームページに掲載し、アクセス件数も目標を大幅

に上回っており、その実績については、高く評価できる。

厚生労働省からの求めに応じて開始した労働災害の原因の調査等については、災害調査等の報告書の大多数が労働基準監督署等において活用されており、また、社会的関心を集めた印刷工場における胆管がん発症に関する災害調査を迅速に実施し厚生労働省「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」にデータを提供して短期間で大きな成果を出したこと、化学工場爆発災害等の原因調査でも研究所が中心的役割を担っていることなど、高く評価できる。

労働安全衛生分野への研究振興への貢献、大学等への客員教授、非常勤講師等の派遣等による研究・教育支援や若手研究者の受入、研究指導等による若手研究者等の育成についても評価できる。

また、清瀬・登戸両地区が一体となって業務を推進しており、機動的かつ効率的な業務運営体制の確立が図られたとともに、随意契約の見直し等に取り組み、経費節減に高い実績を挙げたことは評価できる。運営費交付金以外の収入の確保に向け組織的な取組を行っていることは評価できる。ただし、数値目標は達成されておらず、今後とも、外部研究資金の獲得額の向上に向け、より一層積極的に取り組まれることを期待したい。

これらを踏まえると、平成24年度の業務実績については、経費削減を図りつつ、効率的な業務運営体制の確立を行い、労働現場や行政のニーズを把握した上で労働安全衛生に関する質の高い研究を実施し、その成果を普及するためインターネット等を経由して情報発信し、また、労働災害の原因の調査等の実施に高い実績を挙げ、多くの社会的貢献を行ったことから、研究所の目的である「職場における労働者の安全及び健康の確保」に資するものであり、高い水準で業務を実施したと評価できる。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について

① 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映

研究員自らの労働現場等の訪問、研究所主催の講演会やシンポジウムの開催、国内外の学会等への参加等により調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見の把握に努めるとともに、行政との連絡会議、行政要請研究の実施など、行政ニーズの積極的な把握に努め、業務へ反映していることは評価できる。

特に、行政から緊急に要請があつて実施した胆管がんの原因物質の同定及

び多発の原因究明の研究は、労働現場のニーズに対応したものであり高く評価できる。

② 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施

労働現場のニーズ及び行政ニーズに基づき、プロジェクト研究13課題、GOHNET研究2課題を設定し、研究費・人員を重点的に投入して、それぞれ高い研究成果を挙げており、さらに、基盤的研究についても、プロジェクト研究への重点化が図られ、課題数を絞って実施しているとともに、介護者の腰痛予防等に関する調査研究等一部が萌芽的研究の位置付けとしてプロジェクト研究に発展しており、評価できる。

今後、産業安全分野、労働衛生分野の統合効果が目に見えるよう促進することを期待したい。また、プロジェクト研究において行われている、労働者の心理社会的ストレスや抑うつ等のメンタルストレスを扱った研究については、喫緊の課題であり、明確なエビデンスを望まれている研究と思われ、一層の成果の公表とアピールに期待したい。

③ 研究評価の実施

内部研究評価及び労働安全衛生分野の専門家及び労使関係者等から構成される第三者による外部研究評価が適切に実施され、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表しており、中期目標どおりに進捗したと評価できる。

また、外部研究評価について、評点の向上を期待したい。

④ 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献

21人の役職員が、ISO、IEC、JIS等国内外の基準の制改定を行う47件の検討会等へ委員長等として参画し、知見、研究成果等を提供するとともに、調査研究成果が労働安全衛生法関係省令、指針、通達等16件に反映されており、法令、基準制定への科学技術的貢献については、件数ならびに貢献内容等から判断し、質・量ともに中期目標を上回った実績であり評価できる。

⑤ 学会発表等の促進

国内外の学会、研究会、講演会等での、講演・口頭発表等回数は364回(研究員一人あたり、4.4回)、また論文発表等334報(研究員一人あたり、4.0報)となり、研究員一人あたりの講演・口頭発表、論文発表等の数については、目標を上回っており評価できる。

行政の求めに応じ急遽実施した研究等の影響もあるとはいえ、査読付きの原著論文・総説が減少しており、その点について改善に取り組まれることを期待したい。

⑥ インターネット等による研究成果情報の発信

国際学術誌として十分評価できる「Industrial Health」、和文学術誌「労働安全衛生研究」等の掲載論文を研究所ホームページに掲載し、アクセス件

数も目標数値の2倍以上に当たる年間136万件以上を達成する等、インターネット等による研究成果情報の発信は中期目標を大幅に上回っており、その実績については高く評価できる。

⑦ 講演会等の開催

安全衛生技術講演会を3回、研究所の一般公開2回、民間機関との共催による講習会を2回、合計7回の講演会等を開催し研究成果の一般への普及を行うとともに、講演会参加者の評価も良好であり、中期目標を上回っていると評価できる。

社会的注目度の高い研究の成果については、さらに積極的かつ戦略的に多様な手法で社会へ普及すること、技術講演会の参加者数増加を図ることを期待したい。

⑧ 知的財産の活用促進

研究の成果について、特許権等の出願を積極的に行うなど中期目標を上回る実績を挙げたと評価できる。

知財を活用することの意義等を含め、法人としての位置づけや、方針を改めて明確にすることを期待したい。

⑨ 労働災害の原因の調査等の実施

厚生労働省からの求めに応じて開始した労働災害の原因の調査等については、社会的関心を集めた印刷工場における胆管がん発症に関し迅速に実施された災害調査において、厚生労働省「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」に研究所の模擬実験結果に基づいた環境濃度を推定するデータを提供する等、短期間で大きな成果を出しており、さらに、化学工場爆発災害や海底トンネルの崩壊水没災害等の原因調査でも研究所が中心的役割を担っている。このほか、研究所での災害発生現場での現地調査、試料の分析、再現実験、数値解析等による災害発生原因の究明の調査結果は、厚生労働省において、労働安全衛生関係法令の制定や改正、各種技術基準の策定にも活用されている。これらは、中期目標を大幅に上回るものであったと高く評価できる。

また、災害調査、鑑定等の報告書が、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として役立ったとする割合は92%であり、原因調査研究結果の行政的反映度は高く評価できる。

⑩ 労働安全衛生分野の研究の振興

国際学術誌「Industrial Health」の年6回の発行、和文学術誌「労働安全衛生研究」の年2回の発行、「Industrial Health」への年間論文投稿数の前年比30%の増加、労働安全衛生重点研究推進協議会ワークショップの開催は、評価できる。

「Industrial Health」のインパクトファクター及び掲載論文数が、減少傾

向にあることについて、一層の努力を期待したい。

⑪ 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献

7大学との連携大学院協定等に基づく活動や25大学への客員教授等の派遣等により各大学等との連携を強化し、連携大学院制度に基づく大学院生2人をはじめ、内外の大学・研究機関から63人の若手研究者等を受け入れ、研究指導を行っており、労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献について、中期目標を上回っているものと評価できる。

⑫ 研究協力の推進

これまでに研究協力協定を締結した国外の研究機関は合計で6か国12機関であるが、このうち現在も協定期間中の10機関の研究機関と労働安全衛生関係の幅広い分野において研究協力協定に基づく共同研究、情報交換、研究協力を進めており、研究協力協定の締結状況、国際的な研究協力の推進をはじめ、共同研究、研究員の相互派遣等、研究協力に関する活動は、いずれも中期目標を上回る実績であると評価できる。

(2) 業務運営の効率化に関する事項について

① 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立

理事長のリーダーシップの下で、「理事長打合せ」、「役員会議」、「部長等会議」により、平成24年度計画に基づく業務運営の進捗管理及びその状況に応じた対応を図るとともに、清瀬・登戸両地区に年度計画の主な項目ごとの業務担当者を適材適所に配置し、両地区が一体となって業務を推進しており、的確な業務運営体制の確立を図ったと評価できる。

② 業務運営の効率化に伴う経費削減

一般管理費・業務経費などの経費及び常勤役職員の人件費の節減は、中期目標を上回る実績を達成しているほか、随意契約の見直しでの競争性の確保等により経費節減を進めてきており、更なる効率化に努め、実績を挙げていると評価できる。

(3) 財務内容の改善に関する事項について

① 運営費交付金以外の収入の確保

研究費補助金等の競争的研究資金及び受託研究の獲得など、運営費交付金以外の収入の確保に向け組織的な取組を行っていることは評価できる。

ただし、外部資金獲得割合の数値目標は達成されておらず、今後とも、外部研究資金の獲得額の向上に向け、より一層積極的に取り組まれることを期待したい。

② 予算、収支計画及び資金計画

一般管理費・業務経費などの経費及び常勤役職員の人件費の節減は、中期

目標を上回る実績を達成しているほか、一般競争入札を徹底（一者応札・応募も減少）する等により経費の節減が図られ、その結果、平成24年度決算では、当初予算額に対する執行率が人件費（退職手当を除く。）は93.4%、一般管理費は85.9%、業務経費は93.7%にまで抑制されており、評価できる。

（4）その他業務運営の改善に関する事項について

① 人事に関する計画

人事に関する計画は、任期付き研究員の採用、若手研究員等の資質向上と環境整備、人員の指標及び人件費の削減等、適切に実施されていると評価できる。

一層の採用応募者の増加に努められることを期待したい。

② 施設・設備に関する計画

施設整備は年度計画に沿って適切に実施されている。

③ 公正で的確な業務の運営

情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ管理規程の整備等での情報の管理、研究倫理の審査委員会での審査、諸規則法令遵守状況の把握等、公正で適切な業務運営に向けた取組みは評価できる。

また、ホームページ上で「国民の皆様の声募集」を設けていることは評価でき、さらに国民の声を反映する仕組みの追求を行うことを期待したい。

（5）評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

当期総利益19百万円は、施設及び機器の貸与料他によるものである。

② 保有資産の管理・運用等について

研究所は、前身である産業安全研究所及び産業医学総合研究所が平成13年に独立行政法人化した際に国等から事業に必要な資産だけを承継して事業を開始しており、現時点では不要な保有資産はないものと判断する。

③ 組織体制・人件費管理について

人件費は毎年度1%以上の削減目標に対し5.6%の削減となっている。

ラスパレス指数は研究員91.4%、事務・技術職が102%である。事務・技術職は前年度（98.9%）を上回り、100%を超えているが、当研究所は国家公務員に完全準拠した給与システムとなっており、地域手当等の手当部分が影響しているものと考えられる。今後とも、適正な水準の維持に努められたい。

④ 事業費の冗費の点検について

経費の節減については、中期目標期間の数値目標である一般管理費（△15%）、事業費（△5%）を上回り、一般管理費（△19.5%）、事業費（△8.2%）となっており、評価できる。

⑤ 契約について

契約については「随意契約等見直し計画」による見直しを実施された。平成24年度で一般競争入札70件、競争性のない随意契約は4件である。一般競争入札のうち一者応札は29件と減少している。今後も一者応札や競争性のない随意契約の減少に努められたい。

⑥ 内部統制について

内部統制については、監事監査で特別な指摘はない。

⑦ 事務事業の見直し等について

研究資金の1/3以上を外部研究資金によって獲得することを目標としているが、今年度は18.6%で目標を大きく下回っている。次年度以降の外部資金獲得の努力が必要である。

研究施設・設備の有償貸与による賃貸収入は平成24年度116万円を計上したが平成23年度（175万円）を下回った。

知的財産権については、特許実施料（1件185千円）を計上している。今後も知的財産権の活用を推進する必要がある。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行ったところ、十分な連携が行われていると認められた。